

商品売買取引基本契約書

オリックス・レンテック株式会社（以下甲という）と*****（以下乙という）は、商品売買取引を行うことに関し、次のとおり基本契約（以下本契約という）を締結します。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲、乙間で商品売買取引を継続的に行うことに関する甲、乙間の基本的契約関係を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- ①「レンタル在庫物件」とは、甲を賃貸人として成立していたレンタル契約が終了し、当該レンタル契約の賃借人から返還を受けた甲所有の中古のレンタル機器（ソフトウェアを含む）のうち、第6条に基づき原則として甲が甲所定の保証等を付すものをいいます。
- ②「無保証在庫物件」とは、甲を賃貸人として成立していたレンタル契約が終了し、当該レンタル契約の賃借人から返還を受けた甲所有の中古のレンタル機器（ソフトウェアを含む）のうち甲が甲所定の保証等を付さないものをいいます。
- ③「商品」とは、甲が販売するレンタル在庫物件、無保証在庫物件およびその記録紙、消耗品等（以下消耗品等という）の総称をいいます。
- ④「ソフトウェア」とは、商品の一部または全部を構成するソフトウェア製品をいいます。
- ⑤「個別契約」とは、商品について甲を売主、乙を買主として第3条第2項により成立する、または成立した個別売買契約をいいます。
- ⑥「顧客」とは、乙の顧客をいいます。

第3条（個別契約の成立手続き）

甲は、乙に対して、甲が販売を希望する商品の一覧表（商品の種別、仕様、程度、引渡場所等を記載したもの、以下一覧表という）を送付するものとし、乙は、甲から一覧表の提示を受けた場合、乙が購入を希望する商品について、都度甲の指定する期日までに甲の指定する方法で希望購入金額を提示するものとします。

- 2 甲は、乙から提示された希望購入金額をもって、商品を売却するか否かについて任意に決定できるものとし、前項により、乙が甲に対して商品の希望購入金額を提示した場合で、かつ甲の指定する期日までに甲所定の方法で甲から当該商品の売却の意思が通知された場合には、当該希望購入金額をもって、当該商品につき、甲、乙間で個別契約が成立するものとします。

第4条（商品の納入、検査、引渡し）

甲の乙に対する商品の引渡しは、個別契約に定める甲の指定する場所において乙が自らの責任と負担において受け取る方法によるものとします。

- 2 乙は、商品がレンタル在庫物件である場合、当該レンタル在庫物件の納入を受けた後、7

営業日以内（以下検査期限という）に検査を行い、瑕疵のないことを確認のうえ、甲所定の物品受領書（以下物品受領書という）を甲に交付します。なお、乙は、商品の納入後検査期限まで、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

- 3 レンタル在庫物件の機能に不適合、不完全、その他瑕疵があったときは、乙は検査期限内にこれを甲に書面で通知し、甲、乙間でこれを解決した後、物品受領書を甲に交付します。
- 4 前項の瑕疵の解決に多額の費用がかかる場合、甲および乙は、個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、乙は、甲の費用負担で商品を直ちに返還し、甲は、既に当該商品の売買代金を受領済みの場合、商品の返還確認後、無利息にて当該売買代金を乙に返還するものとします。ただし、乙は、この他に甲に対し、損害賠償の請求等は一切できないものとします。
- 5 乙が物品受領書を交付したときは、商品は完全な状態で引渡されたものとみなします。
- 6 乙が商品の納入を受けた後、検査期限内に、物品受領書または第3項の通知書を売主に交付しない場合、検査期限満了時に、商品は完全な状態で引渡されたものとみなし、以後乙は、商品の瑕疵（隠れたる瑕疵を含む）を理由に個別契約の全部または一部を解除できないものとします。
- 7 前2項により商品の引渡しが完了した場合、乙は、商品に貼付された甲または第三者の所有資産であったことを明示する表示、標識等を乙の責任と負担により除去するものとします。
- 8 商品が無保証在庫物件であった場合、第2項ないし第6項にかかわらず、乙は、商品の納入を受けた後、数量を確認の上、物品受領書を甲に交付し、この交付をもって無保証在庫物件の甲から乙への引渡し完了するものとします。甲は、無保証在庫物件に不適合、不完全その他の瑕疵（隠れたる瑕疵を含む）があった場合でも、なんら責任を負わないものとし、乙はこれを異議なく承認します。また、乙は、無保証在庫物件の引渡し完了後、前項に準じて表示、標識等を除去するものとします。

第5条（所有権および危険負担の移転）

甲、乙間の個別契約に基づく商品の所有権は、乙が当該商品の売買代金を支払った時点より、また、商品の危険負担は、前条第1項により、乙が当該商品の納入を受けた時点より、それぞれ甲から乙に移転するものとします。

第6条（保証）

甲は、レンタル在庫物件に対し、別途甲が定める保証基準の保証書を発行し、その保証期間は保証書に記載するものとします。

なお、乙は、レンタル在庫物件のうち保証書が発行されないレンタル在庫物件があることを異議なく承認します。この場合、甲は、当該レンタル在庫物件に保証を付さない旨乙に事前に通知するものとします。

第7条（本契約と個別契約）

すべての個別契約に本契約の各条項が適用されるものとします。なお、本契約と個別契約の内容に齟齬がある場合、個別契約の内容が優先して適用されるものとします。

第8条（代金の支払い）

本契約に基づく個別契約の乙から甲への代金の支払いについては、甲が発行する請求書記

載の支払条件に基づき、乙は、引渡しの前に甲の指定する銀行預金口座へ振り込む方法により支払うものとします。

第9条（担保責任）

甲は乙に対し、商品について、その引渡し時において正常な性能を備えていることのみを担保し、商品の商品性または乙または顧客の使用目的への適合性については担保しません。ただし、甲は商品のうちソフトウェア、無保証在庫物件および消耗品等については、一切の担保責任を負いません。

第10条（債務不履行など）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は、催告をしないで通知のみにより本契約、個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、乙は甲に対し、期限の利益を失い、乙は甲に対し未払債務その他金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害があるときはこれを賠償します。

- ① 乙が甲に対する債務の支払を1回でも遅滞し、または本契約もしくは個別契約の各条項に違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形・小切手の不渡り報告があったとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき。
- ④ 営業を休廃止し、または解散したとき。
- ⑤ 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第11条（輸出）

乙が商品を輸出する場合、乙は、善良な輸出者として日本国および輸出先国の当該業務に関連する法規を遵守し、当該法規に従って輸出を行ないます。

- 2 乙は、商品の一部でも大量破壊兵器等の開発、使用または貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造または使用に用いられる、もしくはその疑いのある場合は、当該商品にかかる輸出取引を行ないません。
- 3 前項のほか、乙は、商品を輸出する場合、経済産業省が実施等する安全保障貿易管理にかかる「キャッチオール規制」を遵守します（規制要件となる最終用途および最終需要者を点検し、それらが規制用途に使用されないことを確認することを含むが、これに限られない）。
- 4 乙が第1項ないし第3項に違反したことにより、甲および関連する第三者が損害を被った場合は、乙は一切の損害を賠償します。
- 5 乙は、商品について、輸出販売を目的とする第三者に譲渡（その対価の有無を問わない）する場合、当該第三者が善良な輸出者として日本国および輸出先国の輸出関連法規に従って輸出を行うべき旨を当該第三者に文書により通知のうえ、当該第三者をしてこれを遵守させるものとし、また販売先が違法に輸出する恐れのある場合には取引を行わないものとします。
- 6 乙が適正な輸出業務を実施しているかを確認するため、甲が輸出明細書の提示、事業所への立ち入り検査または主要輸出先リストの提出を求めた場合、乙は、異議なくこれに応じます。
- 7 乙が商品を輸出する場合、第6条は適用されないものとします。

第 12 条（データ消去）

商品にデータ（電子的情報）が記録されていた場合には、乙は、乙の責任と負担によりそのデータを消去し、故意にこれを使用開示等してはならないものとします。

第 13 条（法令遵守）

乙は、商品の売買等に関して古物営業法を遵守するものとします。なお、本契約の有効期間中、甲は、乙に対し古物営業法に定める乙の古物商許可証の提示を求めることができるものとし、乙は、それに応じるものとします。

- 2 乙は、商品を廃棄する場合、廃棄物の処理および清掃に関する法律その他法令を遵守し、適切に廃棄処理手続きを行うものとします。

第 14 条（秘密保持）

甲、乙は、本契約および個別契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、公知されたもの以外については、本契約の有効期間中のみならず、その終了後も第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

第 15 条（支払遅延損害金）

乙が本契約および個別契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第 16 条（消費税額、地方消費税額）

乙は甲に対し、各代金の請求時点での税法所定の税率による消費税額、地方消費税額を支払代金に付加して支払うものとします。

第 17 条（権利、義務の譲渡等の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約および個別契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡または担保に供してはならないものとします。

- 2 乙の本契約および個別契約による全ての金銭の支払義務は、本契約に定める事項を除き、甲またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第 18 条（裁判管轄）

甲、乙は、本契約および個別契約に関する一切の紛争については、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

乙は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）。
- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
- ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。

- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
- 2 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。
- ③ その他前各号に準ずる行為。
- 3 乙が前2項に違反したときは、第10条第1項第①号に該当するものとし、甲は、催告のみならず通知も行なわず本契約の全部または一部、個別契約の全部または一部を直ちに解除することができます。これにより乙に損害が生じた場合にも、甲はなんらの責任も負担しません。

第20条（信義則）

甲、乙は、本契約および個別契約の各条項に疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第21条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも書面による終了または条件変更の申し出がない場合には、同一条件でさらに自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

ただし、本契約終了後も、本契約に基づいて締結された個別契約については、本契約の各条項がなお有効に適用されるものとします。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有します。

年 月 日

甲：東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア
オリックス・レンテック株式会社
取締役社長 小原 真一

乙：